



県 章

# 滋賀県公報

平成 17 年 (2005 年)  
3 月 23 日  
号 外 (2)  
水 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

## 目 次

### 監 査 委 員 公 告

包括外部監査の結果に関する報告の公表公告 .....	1
----------------------------	---

## 監 査 委 員 公 告

### 包括外部監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法 (昭和 22 年 法律 第 67 号) 第 252 条の 37 第 5 項の規定に基づき、包括外部監査人平居新司郎から、次のとおり監査の結果に関する報告の提出があったので、同法 第 252 条の 38 第 3 項の規定により公表する。

平成 17 年 3 月 23 日

滋賀県監査委員	吉	田	清	一
"	清	水	克	実
"	近	藤		功
"	中	森		武

# 平成 16 年度 包括外部監査の結果報告書 及びこれに添えて提出する意見

テーマ 1 社団法人滋賀県造林公社及び財団法人びわ湖造林公社

## 第 1 章 外部監査の概要

### 第 1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項、第 2 項及び滋賀県外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条に基づく包括外部監査

### 第 2 選定した特定の事件

#### 1 外部監査対象

社団法人滋賀県造林公社及び財団法人びわ湖造林公社の財務に関する事務の執行について

#### 2 外部監査対象期間

平成 15 年度 (自平成 15 年 4 月 1 日 至平成 16 年 3 月 31 日)

なお、必要に応じて過年度及び平成 16 年度についても一部対象とした。

### 第 3 事件を選定した理由

滋賀県においては、造林 (林業) 関係の外郭団体として、昭和 40 年 4 月に設立された社団法人滋賀県造林公社と昭和 49 年 3 月に設立された財団法人びわ湖造林公社の類似する 2 団体がある。

両造林公社の平成 15 年度末における借入金残高は滋賀県からの借入金 345 億円をはじめ借入金未払利息を含めると 1,000 億円を超える巨額のものとなっている。滋賀県以外の借入金についても、滋賀県が債務保証 (損失補償) しており両造林公社の運営資金は実質的には滋賀県からの貸付金で賄われている。滋賀県以外の借入金の借り換え資金として今後も滋賀県から資金が投入されることが必至の状況であり、かつ貸付金の回収可能性についても非常に厳しい状況が予測される。

このような状況下において、両造林公社の事業が設立目的にしたがって合理的かつ効率的・適切に運営されているかを検証し、造林公社の存続意義、中長期計画の妥当性、貸付金の回収可能性を検討することは有意義であるとして選定した。

### 第 4 外部監査の対象とした部局

社団法人滋賀県造林公社、財団法人びわ湖造林公社及び琵琶湖環境部林務緑政課

## 第 5 外部監査の方法

### 1 監査の要点

- ① 設立目的に沿った事業経営がなされているか。
- ② 設立目的自体が現在あるいは将来的に意義のあるものか。
- ③ 造林公社の存在意義を再検討する必要性がないか。
- ④ 県からの貸付金の回収可能性を高める方策はあるか。
- ⑤ 会計処理、出納その他の事務処理は適切か。
- ⑥ 造林公社の経営は効率的になされているか。
- ⑦ 分収造林契約の内容は適切か。
- ⑧ 県の造林公社に対する指導監督は適切か。
- ⑨ 中長期の事業計画は適切に策定され事業目的に沿っているか。
- ⑩ 情報開示は十分か。

### 2 主な監査手続

- ① 両造林公社の設立目的、現在までの経緯、県との関係、事業内容、財政状態等についてヒアリングならびに関係資料により概要を把握する。
- ② 造林公社の借入金巨額となった原因、問題点を分析する。
- ③ 今後の造林公社の運営について県の基本的取組姿勢をヒアリングし、中長期計画の内容をヒアリングし実現可能性・合理性を検討する。
- ④ 財務諸表の検討、分収林勘定等の会計処理の妥当性を検証する。
- ⑤ 分収造林契約の契約内容の合理性を検討する。
- ⑥ 造林公社に対する過去の対策、議会答弁に対する進捗状況をヒアリングする。
- ⑦ 借入金、未払利息について残高確認をする。
- ⑧ 林業、造林について専門家の意見を聴取する。

## 第 6 外部監査の実施期間及び監査時間数

- ・ 平成 16 年 6 月 9 日から平成 17 年 3 月 16 日まで
- ・ 延監査時間数 516 時間

## 第 7 外部監査人及び補助者

包括外部監査人	公認会計士	平居	新司郎
監査補助者	公認会計士	阪田	眞二
	公認会計士	本田	壽秀
	公認会計士	中井	学

## 第 8 その他

本報告書の各表に表示されている合計数値は、端数処理の関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合がある。

## 第 2 章 利害関係

監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第 3 章 外部監査対象の概要

### 第 1 社団法人滋賀県造林公社の概要

#### 1 組織の沿革

##### (1) 設立年月日

昭和 40 年 4 月 1 日

##### (2) 設立目的

びわ湖周辺において造林、育林等、森林、林業に関する事業、その他緑化に関する事業を行うことにより、森林の持つ水源かん養機能を高め、森林資源を造成し、あわせて農山村経済の基盤の確立、及び民生の安定、社会福祉に寄与する目的で設立された。

##### (3) 基本金

1,880 万円

##### (4) 事業内容

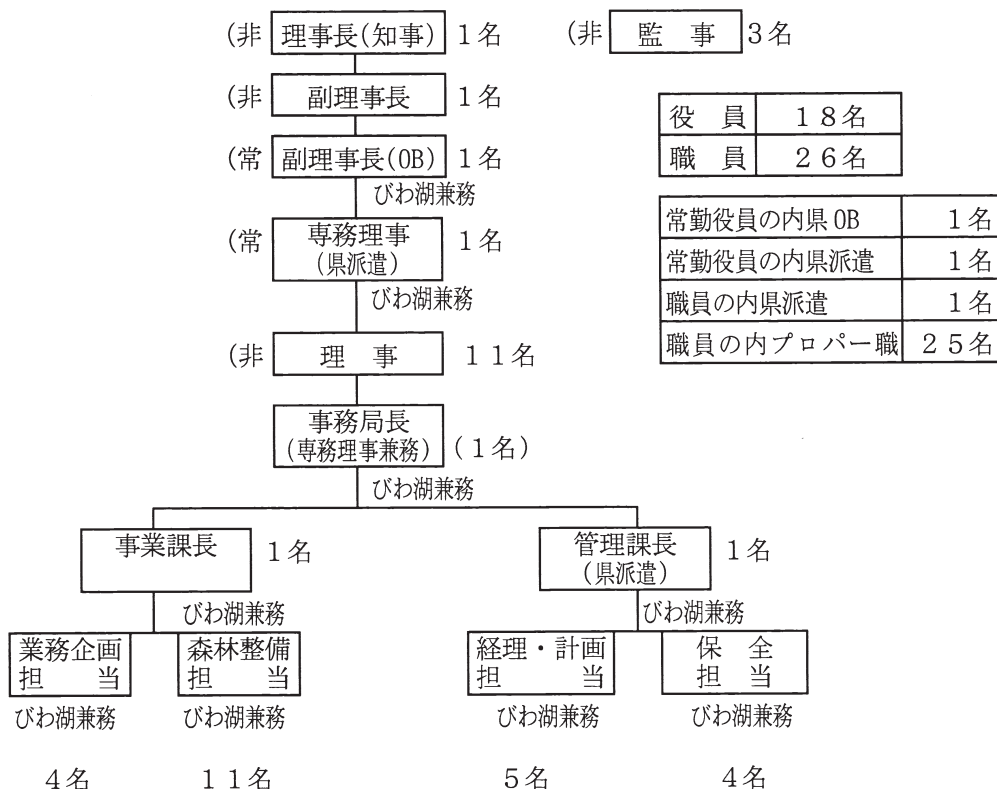
- ①分収造林事業及び分収育林事業
- ②分収造林制度及び分収育林制度の促進に関する事業
- ③森林・林業及び緑化に関する事業及び調査等の受託
- ④森林・林業に関する普及、啓蒙の事業

#### 2 組織の状況

##### (1) 役員数及び職員数

役員 18 名 職員 26 名 (内県の 0B 1 名、県からの派遣職員 2 名)  
(職員はびわ湖造林公社職員を兼任)

(2) 組織図 (平成 16 年 4 月 1 日現在)



3 出資及び社員の状況

社員の構成	社員数	出資口数(口)	出資金(万円)
滋賀県	1	800	800
県内市町村(注1)	26	270	270
県森林組合連合会	1	10	10
下流団体(注2)	8	800	800
計	36	1,880	1,880

注1 県内の市

町村は次の26である。

大津市、彦根市、志賀町、旧甲西町、旧土山町、旧甲賀町、旧甲南町、旧信楽町、日野町、旧永源寺町、旧愛東町、旧湖東町、秦荘町、多賀町、旧山東町、旧伊吹町、旧米原町、浅井町、木之本町、余呉町、西浅井町、旧マキノ町、旧今津町、旧朽木村、旧安曇川町、旧高島町

注2 下流団体は次の8である。

大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、阪神水道企業団

4 財務内容

(1) 収支計算書の推移

要約した収支計算書の推移は以下のとおりである。

## 要約収支計算書

(単位：千円)

科目等	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
I 収入の部					
1 基本財産運用収入	53	35	22	6	4
2 分収林事業収入	3,948	65,534	9,212	10,834	2,805
3 受託事業収入	60,594	46,198	44,436	41,346	31,070
4 補助金収入	121,589	112,645	121,235	123,110	73,279
5 交付金収入	-	-	-	9,860	26,900
6 雑収入	5,258	4,780	4,232	2,639	1,216
7 長期借入金収入	580,674	1,585,508	548,858	546,431	519,297
8 特定預金取崩収入	4,975	19,118	518	748	596
当期収入合計 (A)	777,094	1,833,819	728,516	734,976	655,169
前期繰越収支差額	19,426	17,629	14,405	6,469	18,203
収入合計 (B)	796,521	1,851,449	742,922	741,446	673,372
II 支出の部					
1 分収造林事業費	208,204	220,177	192,850	174,335	110,810
2 交付金事業費	-	-	-	9,860	26,900
3 普及啓発事業費	1,560	1,320	1,004	1,004	916
4 受託事業費	60,600	45,942	44,436	41,346	31,070
5 管理費	92,479	105,989	88,881	81,230	78,507
6 固定資産取得支出	-	559	999	1,037	1,177
7 長期借入金返済支出	405,691	1,428,677	397,563	399,262	394,937
8 特定預金支出	10,356	34,377	10,717	15,167	8,842
9 予備費	-	-	-	-	-
当期支出合計 (C)	778,891	1,837,043	736,452	723,243	653,162
当期収支差額 (A)-(C)	▲1,797	▲3,223	▲7,935	11,733	2,006
次期繰越収支差額 (B)-(C)	17,629	14,405	6,469	18,203	20,209

(注 1) 分収林事業収入は、公社が土地所有者と契約を締結し、その土地に苗木を植え、育て、将来森林が伐期に達したときに、その収益を両者で分収する事業による収入である。

(注 2) 受託事業収入は、森林管理、公園管理などの事業による収入である。

(注 3) 交付金収入は、森林整備地域活動支援交付金収入である。森林整備地域活動支援交付金事業は、市町と協定し、地域活動として (1) 森林の現況調査、(2) 施行実施区域の明確化作業 (3) 歩道の整備、(4) その他のうち、一つ以上実施する事業である。

(注 4) 分収造林事業費は、公社が土地所有者と契約を締結し、その土地に苗木を植え、育て、将来森林が伐期に達したときに、その収益を両者で分収する事業に係る支出である。

(注 5) 平成 12 年度の I 収入の部 7 長期借入金収入 1,585,508 千円、II 支出の部 7 長期借入金返済支出 1,428,677 千円が他年度と比べて異常に多い理由は公庫借入金の借換分 1,007,700 千円が両方に含まれているからである。